

平成27年度
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成27年10月5日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

(午後3時32分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、委員会を始めさせていただきたいと存じます。

皆様、本日はお忙しい中御出席くださいます、どうもありがとうございます。ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、一昨年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますとおり、本評価委員会は公開とさせていただきます。傍聴の方におかれましては、途中退席をなされても結構でございます。

なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

まず、委員の交代につきまして御報告申し上げます。「水利用」「廃棄物」及び「エコマテリアル」を担当されておりました羽染委員から、御都合により退任のお申し出がございましたので、新たに公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、谷川調査部長に御就任いただきました。谷川委員には、引き続き「水利用」「廃棄物」及び「エコマテリアル」の項目につきまして御担当いただきたいと思います。

谷川委員のほうから一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○谷川委員 御紹介いただきました日本産業廃棄物処理振興センターの谷川と申します。このオリパラの件については、いろいろ社会的に注目されているということで、私もその成功に向けてお役に立てたらと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 どうもありがとうございました。

それでは、本日、会議次第にございますとおり、初めに選手村につきまして、評価書案に係る意見見解書の報告がございまして、その後、評価書案の項目別審議及び総括審議をお願いいたします。次に、武蔵野の森総合スポーツ施設につきまして、評価書とフォローアップ計画書の報告をさせていただきます。

それでは、ここから先の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。最初に議事1「選手村について」です。

選手村につきましては、条例アセスの対象にもなっておりますので、条例アセスとオリパ

ラアセスの関係について、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料につきましては、審議資料1と1-2になるのですが、それに先立ちまして、選手村の今回やります評価委員会のオリンピック・パラリンピック用の選手村のアセスメントと条例のアセスメントの関係について口頭にて御説明させていただきます。

選手村はオリンピック・パラリンピック大会中に選手が宿泊するための施設として利用するものであり、都が事業主体となり、市街地再開発事業により整備します。なお、本事業では事業主体である都以外の者が施設建築物の建築主体となる特定建築者制度を活用し、民間事業者の協力を得ながら整備を行います。

選手村として利用される住宅棟は、当該市街地再開発事業の第1期工事としまして先行して整備します。大会後に、第2期工事として高層住宅棟や商業棟などを整備し、最終的には住宅5,950戸を中心とした住商複合住宅市街地として整備される予定です。

条例アセスメントとオリンピック・パラリンピックアセスメントの関係についてですが、当該市街地再開発事業は住戸数が多いことから、条例アセスメントの対象となっております。

条例アセスメントでは、第1期工事、第2期工事を合わせた市街地再開発事業全体をアセスメントの対象とし、項目としては「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の6つの項目について評価をしております。

条例アセスメントの進捗状況としましては、先月9月24日に条例のほうの審議会で答申をいただき、10月1日に事業者宛てに知事の意見審査書を送付したところです。

本日、選手村のオリンピック・パラリンピックアセスメントとして御審議いただく内容につきましては、選手村として整備する市街地再開発事業の第1期工事に該当する部分のうち、工事に伴う影響に関する項目が対象で、かつ、先ほど説明しました条例アセスメントで別途審議がなされた項目、具体的には「大気等」「騒音・振動」、これらを除いたものということになります。条例アセスメントとオリンピック・パラリンピックアセスメントの関係についての説明は以上でございます。

次に、条例アセスメントで審査をした項目について御説明申し上げます。資料1の「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画の条例アセスメントについて」をご覧ください。

条例アセスメントのほうでは、2番に書いてございますけれども、対象事業としまして、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」というのが条例アセスメント上での地区の名称ということになります。アセスメントの種類につきましては、住宅団地の新設ということになります。

続いて、3番の表3-1をご覧いただきたいのですが、先ほど御説明したとおり、住戸の戸数については最終的に高層棟まで含めて全体でおよそ5,950戸。それから、工事の予定期間でございますけれども、今回のオリンピック・パラリンピックアセスメントの対象となる第1期工事の期間が平成28年度～平成31年度、高層住宅棟等の建設を行う第2期工事というのが平成32～平成35年度という工事でございます。

1枚おめくりいただきまして、今回の条例アセスメント上での審査について、事業者側がみずから予測・評価を行った評価書の中での見解という部分について、概略について御説明させていただきます。

項目の1番、「大気汚染」でございます。こちらの工事の施行中についてでございますが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度につきましては、環境基準値である0.06ppm以下であるということで書いてございます。また、浮遊粒子状物質の将来濃度の日平均値に換算した値につきましても、環境基準値である0.10mg/m³というものを下回っているという予測をしております。

下に参りまして、工事用の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度につきましても、二酸化窒素につきましては環境基準である0.06ppmを下回ると予測しております。浮遊粒子状物質につきましても、環境基準値である0.10mg/m³を下回ると予測しております。

工事の完了後のほうにつきましては、高層棟も建ち終わった後の話ということになりますので、今回は省略させていただいて、2番、「騒音・振動」のほうに移らせていただきます。

「騒音・振動」でございますが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございますが、こちらを読み上げさせていただきます。「建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界付近において、最大69dBであり、『指定建設作業に係る騒音の勧告基準』（80dB）を下回る」

次に、建設機械の稼働に伴う建設作業振動につきましても、「建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界において、最大70dBであり、『指定建設作業に係る振動の勧告基準』（70dB）以下である」という形になってございます。同じく、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動につきましてもそれぞれ基準値以下ということでございます。

3番の「日影」でございます。3番の「日影」以降、作文のようになっているので、読み飛ばしながらの説明にさせていただきます。

「日影」につきまして、計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地境界

から北西側約1,020mの浜離宮恩賜庭園から、豊海町、勝どき六丁目、晴海五丁目、晴海三丁目及び晴海四丁目を経て、北東側約900mの晴海一丁目に及ぶ範囲であると予測するというところでございます。

一応、日影の規制の時間である4時間または2.5時間以上の日影は及ばないとしているのですが、この辺も高層棟を含んだ状態であるということですので、オリパラの話でいきますと、低層棟ですので、これよりは下回るということになります。

続きまして、「電波障害」でございます。こちらにつきましては、計画建築物により、計画地の南南西方向において、地上デジタル放送に対する遮蔽障害、計画地の北東方向及び北北東方向において、衛星放送に関する遮蔽障害が生じると予測するが、ケーブルテレビの活用等、適切な電波受信障害対策を講じることにより、電波障害の影響は解消すると考えているということです。

続いて、「風環境」でございます。計画地は朝潮運河、晴海運河及び東京湾に囲まれた埋立地であり、その大半が低未利用地であることから、建設前の風環境はランク3が多く出現していたが、建設後（対策後）においては、植樹等の防風対策の対策後でございますが、その多くがランク1またはランク2へと変化し、風環境が改善されると考えるということでございます。

最後に、「景観」でございますけれども、こちらにつきましても、ボリュームがありますので割愛させていただくのですけれども、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観への特性の変化の程度、あるいは代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、圧迫感の変化の程度、これらにつきましてもそれぞれの指標を満足するというところで書いてございます。

随分雑駁な説明になって恐縮ですけれども、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

技術指針ではこういった条例に係るものについても、基本的にはオリパラの技術指針に基づいたアセスを行うということにはなっているわけですが、その関係についてただいま説明がありました。

また、条例でのアセスについての評価の結果について、知事意見が10月1日に出しておりますけれども、特に影響があるというものについては知事意見として事業者に述べているという内容について説明がありましたが、何かこの点について御質問はございますでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 今回の御説明にありました表4-1(2)、「風環境」のところですが、これにつきましては、第2期工事後という形での含めた形のアセスメントになっているわけですが、防風対策を行わない前ということで、強い風の地点が存在する云々のことが出ております。

それで、実際にはオリンピックが行われる時点での評価ということではないのですが、高層住宅棟の有無という違いはあるのですが、今の段階で条例アセスの「風環境」では、風の強い地点が存在するという評価結果が出ております。

それで、オリンピックアセスメントについては、「風環境」の項目がございません。ただ、アスリート等に対する影響を軽減するために、仮設なども含めて選手村全体の計画が明らかになった時点で何らかの対策をとっていただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。オリパラ局としてはいかがでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 オリンピック・パラリンピック準備局の西沢でございます。

ただいま頂戴いたしました御指摘につきましてですが、選手村も含め仮設施設については大会組織委員会がこれから整備していくということになってございます。現在は立候補ファイルに基づきまして、施設の配置などについて大会組織委員会のほうで検討を進めているところですが、今、お話をいただきました大会時の風環境などにつきましては、アスリートに対する影響を軽減するといった視点も踏まえまして、今後組織委員会と調整をしながら、どのような対応がとれるか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。ほかに何か御質問はございますでしょうか。

特にならなければ、次に評価書案に係る意見見解書についての報告をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 続けまして、私のほうから説明させていただきます。

選手村の意見見解書についてでございます。選手村につきましては、評価書案を公表した後、3月25日から意見聴取の手続きを進めてまいりました。5月9日までの45日間意見募集を行いまして、御意見を1件頂戴いたしました。いただいた御意見に対する見解は、意見見解書としてまとめまして、7月6日に公表したところでございます。

本日、お手元に配付しております選手村の意見見解書11ページをご覧ください。まず、選手村に対する御意見といたしましては、全般にわたる意見、施工計画に対する御意見、個別

の環境項目に対する御意見などをいただいております。

全般にわたる御意見といたしましては、選手村としての仮設計画について環境影響評価の実施を求める御意見などをいただいております。これにつきましては、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価ですけれども、今後の計画の熟度に応じて改めて行っていく方針でございます。

施工計画に関する御意見としては、工事用車両の増加による安全面を初めとした環境配慮の徹底などの御意見を頂戴しております。こちらにつきましては、工事の実施に当たりまして、工事の平準化、周辺の大規模開発事業者との調整などによりまして、工事用車両の集中を防いで、地域にお住まいの方々への影響ができる限り小さくなるように努めてまいりたいと思っております。

個別の環境項目でございますが、「温室効果ガス」「エネルギー」「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」に対して御意見をいただいております。例えば、「温室効果ガス」「エネルギー」につきましては、未利用エネルギー等の積極的な活用に関する御意見を頂戴しております。このことに関しましては、再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けまして、今後、地元区などと協議しながら、計画策定段階から検討を進めていく方針でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。評価書案に対する見解書について説明がありました。都民からの意見は1件だけということで、内容について説明がありましたけれども、何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないようですので、次に評価書案の項目別審議に入りたいと思います。

まず、環境影響評価の項目についての説明をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 では、説明させていただきます。その前に補足資料について御説明させていただければと思います。お手元に、右肩に補足資料と書きましたホチキスでとめました資料があるかと思います。「環境影響評価の項目について（選手村）」と書いてあるものでございます。こちらについて補足説明をさせていただきます。

お開きいただきまして2ページから3ページにかけて表が載っております。「環境影響要因と環境影響評価の項目との関連」というマトリックス表がございますけれども、こちらにつきまして、前回、オリンピックスタジアム、武蔵野の森総合スポーツ施設について御説明

したのと同様、選手村につきましてもこのマトリックス表を少し改善いたしました。もともと環境影響要因と環境影響評価の項目との関係が非常に分かりにくいということもございましたので、改善したものでございます。

簡単に改善内容のところをおさらいをさせていただきます。まず、今回の評価書案におきましては、計画が具体的に定まっていなかったものについては評価の対象としていないこと。それから、個別の施設としてではなく、全体計画あるいは競技を行うときの環境影響評価において評価するものについても対象としておりません。

これら、今回対象とせず別途評価を検討するものにつきましては、そのあたりがはっきり分かるように網かけの色の濃さを変えております。濃い網かけは全体計画または競技の際に評価するものということで、個別の会場としては評価しないものでございます。また、選手村につきましては、大会時に一時的に機能いたしまして、選手村としての設備等の持続的稼働というのは想定されないことから、評価の対象としないことを示してございます。網かけが薄い色になっているものにつきましては、仮設計画などが未定でありますので、今後の計画の熟度に応じて検討を行うものということで表記を変えてございます。表の欄外の下の方に、その網かけの色の違いなどについて注記を新たに加えております。

それから、表の中で網かけの中に○印がついている項目がございますけれども、こちらは調査計画書の段階で選定することを検討したものであるということで示してございます。今後の計画の熟度に応じて再度検討を行うものを示しております。

もう一つ、ページを少しめくっていただきまして、7ページの表の下になります。最後のページの表の下に3行ほど文字が追加してございますけれども、調査計画書において施設の存在、今回の評価書案では「建築物の出現」となっておりますが、これにおける予測事項として選定したもののうち施設の建設段階で既に影響が発現するもの、例えば生物・生態系への影響などですが、これらにつきましては施設の建設における予測事項とするとともに、大会終了後の通常時の状況を予測するため、設備等の持続的稼働における予測事項としてございます。このことについて、こちらに文章を追記してございます。

補足は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

補足資料に基づいて、選手村における環境影響評価の項目についての説明がありましたけれども、何か御質問はございますでしょうか。どうぞ、興水委員。

○興水委員 意見を兼ねておりますけれども、幾つかございます。ただいまの御説明の中で

特に私が関係しておりますのは、「緑」「自然との触れ合い活動の場」「土地利用」「移転」の4項目でございますが、これらについては調査計画書では選定されていたわけでありまして、この評価書案では選定しない項目となっております。

その選定しない理由が、ただいま御説明いただいた補足資料の中の一番最後のページ、6ページ、7ページにまとめて書いてございます。表の8-4(1)と(2)にあります。その中の「緑」と「自然との触れ合い活動の場」については、現状では会場エリアの仮設計画が未定であることからとありますけれども、これはむしろ仮設計画であろうと、そういうことにかかわらず、むしろ選手村としての緑化計画、緑の計画が未定であるからということのほうが理由としては適切だろうと思っておりますので、そのような修正を考えていただきたいという意見でございます。

それから、「土地利用」という項目につきましては、これは指針では、未利用地が解消される場合には項目として選定するとあるわけでありまして、このピンク色の評価書案の35ページに図9.1-6「会場エリア周辺の土地利用状況」という図がございまして、少し細かいのですが、この選手村予定地のところを、ちょうど図の真ん中の赤い一点鎖線で囲ってある部分ですが、その中に未利用地というのがございます。白っぽく見えますけれども、少し薄い黄色になっている部分です。こういう未利用地が選手村予定地にあるわけでありまして、また前の表に戻っていただきまして、「選定しなかった項目及びその理由」を見ますと、「選手村は、2020年東京大会の開催までに整備され、大会期間中のみ使用される施設であり、将来に渡って選手村として土地利用を転換するものではない」とあります。しかし、選手村として利用されること自体が言わば土地利用の大きな転換でございます。現在は、現地視察でございましたように、未利用地、何も使っていない、そういう形に見えますけれども、選手村として使われるということは大きな土地利用の変換でございますので、やはりここは工事中のアセスということですので、当面は評価をする必要はないかもしれませんが、今後、開催中の評価をする際には項目として選定する必要があると思っております。

全体として感じるのですけれども、選手村というのが仮設であるとか、そういう施設が入ってくるように表現されていることから、これは言い過ぎになるのかもしれませんが、何か一時的な施設である、選手村ということで、言葉は悪いかもかもしれませんが、何か難民キャンプであるとか、被災地の仮設住宅であるかのような、そういう印象として捉えられてしまうと大変なことでありまして、この選手村という施設は、オリンピックのときには世界一流のアスリートが集まってきて、そこでアスリートたちが実際の競技で最高のパフォ

ーマンスをするための準備期間というのでしょうか、生活空間として快適な施設である必要が求められるわけでありまして、世界各国から報道陣も来て最も報道されるチャンスの多い場所であります。そういうことから考えますと、やはり環境が整っているということが大事であろうと思いますので、ぜひこの項目は選定をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

同じように、「移転」については、計画地には晴海運動場という施設があったわけでありまして。これは選手村の整備のために影響を受けたと考えられますし、そう聞いておりますので、仮設計画が未定であっても、既にこういう晴海運動場というものがあったということが明らかなものについては、評価書の中でぜひ適切に評価をすべきであると考えますので、よろしく願いいたします。これは意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの輿水委員の指摘について、事務局はいかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ただいま輿水委員のほうから御意見を頂戴しましたとおり、補足説明資料で言うと6ページ、7ページに選定しなかった理由の一覧がございますが、ここに書かれている内容だけでは不十分であったり、若干説明に補足が必要であったりというものがございますので、そういった記載の不十分な内容がある場合につきましては、評価書のほうにもう少し分かりやすいように記載できるような形で追記なりをするようにということを意見案のほうに盛り込みたいと考えております。

そのほか、今回の工事段階の評価書案では対象にはならないのですけれども、その後の段階で、先ほどもおっしゃられたように、選手村の利用そのものが一つの土地利用の転換だということにつきましては、後の図書のほうで、別の選手村の大会運営中の評価書案になるのかどうか分かりませんが、この次の段階なりの図書のほうで反映するようなことを検討していただくということで意見案のほうには盛り込みたいと、このように考えてございます。

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようをお願いいたします。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。どうぞ、中口委員。

○中口委員 中口でございます。

私の担当は「社会活動」とか「参加・協働」ということになるわけですがけれども、今回も全体計画のほうで評価するというので評価の対象にならないということでございます。こういうふうに、個別の計画ではもうずっと評価の対象にしないということになりますと、全体計画が直近に出てくればいいのですけれども、かなり差し迫ってから出てきたりすると、

もう個別の計画がかなり先に進んでいて、全体計画の評価のときに個別の事案について言及しても、もうどうにもならないとケースが生じないかというのを危惧しております。

ですので、例えば施設でもある程度地域的にまとまった部分が上がってきた時点で、例えば23区内の施設が出そろったら、それで1回「社会・経済項目」についてもやってみるとか、そういう工夫をしないと、このままずっと行ってしまって、最後に全体計画が出てきたときに結局何もできないということにならないかというのがちょっと心配です。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。その点、事務局、いかがでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 やはりどうしても建設の工期の長い、いわゆる箱物と言われているものの建設にかかわる工事が先行してアセスメントでは出てしまうというのがありまして、仮設物のように工期の短いものですか、あるいはソフト対策といいますか、大会運営計画のようなものは、施設の工事と比べて、工期といいますか、準備が短いものですから、後からどっと出てきて、今おっしゃられたように、ハードウェア的な対策を今ここでやって、ソフトウェアは後から追いかけてやろうと思って、思いついたころにはもうハードウェアのほうの対策ができなくなっているみたいに、時期を逸してしまうと困るというお話はおっしゃるとおりかなと思っております。

その辺につきまして、私も今この場で、ではこういたしますという回答を持ち合わせてはいないのですが、先生の意見をお預かりしまして、事務局のほうでよりよい方向になるように検討して、また御相談させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 社会項目、経済項目については、どうも後々の全体計画というようなことで評価をするという段取りにはなっているのですが、それだと、アセスですから事前に評価しなければいけないところが後手後手に回る可能性もあるという御指摘だと思いますので、事務局としては、できるだけ途中の段階でも、「社会・経済項目」については評価書案の中に入れるような努力を事業者のほうに言っていただくということを私からもお願いしておきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、中杉委員。

○中杉委員 今回の資料の「選定した項目及びその理由」「選定しなかった項目及びその理由」の書き方が少し矛盾しているところがありますので、先ほど輿水委員から御指摘があったように、修正していただくことになるかと思うのですが、例えば4ページの「土壌」のところではいきますと、4行目に「地下水及び大気への影響の可能性の有無」は、諸元が未定であ

るため、今後検討していくと書いてあるのですか、6ページの「水質等」のところでは、2行目のところから、「このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない」と、こちらでは「ない」と言っているのです。両方の記述が相矛盾をしている。こういうことが少し見えますので、もう少し丁寧に書いていただく必要があるかと思います。

○柳会長 ありがとうございます。事務局のほうはいかがでしょう。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。いただいた部分も含めまして、再度書き込みたいと思っております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、項目別審議に戻ります。資料2をご覧くださいますと項目一覧がございますが、項目は大項目2つと、中項目12項目、小項目35項目に分かれております。このうち、選手村は中項目の5項目、小項目10項目について審議をするということになっております。

では、中項目ごとに審議を行いたいと思います。初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「土壌」についての審議を行います。こちらは中杉委員に検討をいただいております。

それでは、「土壌」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、「土壌」について御説明いたします。お手元の審議資料の3-1をご覧ください。項目につきましては「主要環境」の「土壌」ということで、担当の委員は中杉委員でございます。

意見について読み上げさせていただきます。

【土壌】

工事中において土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともに、今後のフォローアップ報告書において報告すること。

以上1点でございます。

○柳会長 中杉委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○中杉委員 この場所については、大規模開発ということで、土壌汚染対策法及び東京都の環境確保条例の対象地であって、土壌汚染の調査をやるとされています。その調査で土壌汚染が見つかった場合には、適切に対応していただいて、その結果を報告していただくということだけを意見として申し上げました。

○柳会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますか。

それでは、御意見がないようですので、「土壌」につきましては、指摘の趣旨を評価委員

会の意見案に入れることといたします。

次に、「生態系」ですが、小項目の「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」についての審議を行います。こちらの項目につきましては興水委員に検討をいただきました。

それでは、「生物の生育・生息基盤」と「生物・生態系」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2をご覧ください。項目につきましては「生態系」、そのうち「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」の2種類ということでございます。担当の委員は興水委員でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系 共通】

1 選手村の緑化計画は今後検討を行うとしていることから、検討に当たっては、生物の生育・生息基盤や生物・生態系に配慮するとともに、アスリートにとっても快適な空間となるよう努めること。また、計画の熟度が高まった段階で改めて予測・評価を行うこと。

【生物・生態系】

2 会場エリア内において注目される種が確認されていることから、臨海部という特性を考慮した適切な環境保全措置を講じ、工事による影響をできる限り低減するよう努めること。以上2点でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足がございましたらお願いいたします。

○興水委員 意見の1は、先ほど項目のところで申し上げた意見と符合するわけでありまして、こうしたことがあるので、少しきちっと計画の熟度が高まった段階で予測評価をしてくださいという意見でございます。

意見2は、これは評価書案で、鳥と植物、それからクモ類でしたが、注目される種がいる。特に、鳥類については絶滅危惧種等も含まれているようなので、これについては工事による影響をできる限り低減するよう努めることと、そういう意見をつけさせていただきました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特に生態系について御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」と「生物・生態系」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、「資源・廃棄物」のうち小項目の「廃棄物」「エコマテリアル」について審議を行います。こちらは谷川委員に検討をいただいております。

それでは、「廃棄物」と「エコマテリアル」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3をご覧ください。項目につきましては「資源・廃棄物」のうち「廃棄物」と「エコマテリアル」でございます。担当は谷川委員でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

【廃棄物】

1 施設の建設に伴う建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。

また、廃棄物等の種類ごとに再資源化率を設定し、排出量とともに再資源化量についても記述すること。

【廃棄物】

2 予測結果には選手村として利用する施設以外の住宅棟（超高層タワー）及び商業棟の建設に係る廃棄物等の量も含まれていることから、選手村として利用する施設の廃棄物等の量をできる限り明らかにすること。

【エコマテリアル】

3 建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

以上3点でございます。

○柳会長 それでは、谷川委員、ただいまの説明につきまして何か補足することはございますでしょうか。

○谷川委員 「廃棄物」の1のほうですけれども、なかなか実際に現場を掘ってみないと分からないですし、先ほどの土壌の問題もありますけれども、場所についてかなり掘削した後によっては、場合によっては廃棄物ではなくて汚染土壌に可能性もありますので、その辺も踏まえて的確にやっていただきたいということで書かせていただいております。

また、「エコマテリアル」のほうについては、この工事が民間主体と聞いておりますので、本当に利用していただけるかどうかというのがコストの面でいろいろありますけれども、今回オリンピック・パラリンピックということですので、極力エコマテリアルの資材を使って

いただくように強く望むということで入れさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので、「廃棄物」と「エコマテリアル」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、「温室効果ガス」の小項目の「温室効果ガス」と「エネルギー」について審議を行います。こちらは、野部委員に検討をいただいております。

それでは、「温室効果ガス」と「エネルギー」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-4をご覧ください。項目につきましては、「温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）」でございます。担当は野部委員でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

2 工事の実施に当たっては、CO₂排出量が少ない建設機械や燃費性能の高い建設機械の導入を検討するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。

以上2点でございます。

○柳会長 ありがとうございます。野部委員は本日御欠席ですが、ただいまの説明のとおりと伺っております。この「温室効果ガス」につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 野部委員の御意見に異論があるわけではございません。全く賛同しております。

この図書全体に言えることで、この次に審議されます私の担当項目もそうなのですが、いろいろな数字はたくさん出てくるのですけれども、どうやって出てきたのかが分からないものが非常にたくさんありまして、この「温室効果ガス」の項目に関してもかなりそういう性格が強いと感じました。

これはもう図書全体の問題でもありますけれども、やはり普通アセスメントであれば、数

字を出すときは、数字を図書に書くのであれば、算出根拠を明確にするというのはごく当然のことだと思いますけれども、この図書に関しては資料編があるわけでもなく、詳しい説明はどこを探してもないという状況がありますので、そういう点はやはり改善をしていただきたいということで、後ほど同じことを申し上げますけれども、この「温室効果ガス」についても特にそれを感じたので発言させていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、2のほうは温室効果ガスがCO₂と分かるのですけれども、1のほうの温室効果ガスというのは何を指しているのか。この評価書案の110ページには、燃料の種類というのが23項目出ているのですけれども、1のほうの温室効果ガスは何を指しているのか、ちょっと疑問に思うのですけれども。

○柳会長 それでは、その点について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 意見のほうの1番で申し上げている内容、御意見のほうの御説明ということでよろしゅうございますでしょうか。

評価書案の中に「温室効果ガス」という項目と「エネルギー」という項目とそれぞれございますけれども、それぞれにつきまして建設機械の稼働、いわゆる重機等々の稼働に伴ってどのぐらい温室効果ガス、CO₂なりが出ているかというものと、同じくエネルギー換算でどのぐらいのエネルギー量を使っているかと、CO₂なりの排出係数が掛かっているかどうかだけで、もともとの積算の根っこはどのぐらいのエネルギーを使っているのかということになるのですけれども、それぞれ予測してございます。

温室効果ガスについての排出量ということでは、建設機械の稼働に伴ってこのぐらいCO₂が出ますよというのを温室効果ガスのページに積算した数字を書いているのですけれども、そのプロセスのほうが積み上げが分かりづらいということで意見をつけているという次第でございます。

○柳会長 千葉委員、いかがでしょうか。

○千葉委員 余りすっきりはしませんけれども、きちんと計算した結果ということなのでね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ちょっと説明が不足して恐縮です。「温室効果ガス」の御指摘があった110ページのところで、表9.6-2の「燃料の種類、単位発熱量及び排出係数」という、こここのところの表なりが出ているのは、この資料についていなくて御指摘が出てい

るのだと思うのですけれども、例えば建設機械を動かした場合に、重油なりガソリンなり軽油なり、何かしらの燃料がどのくらい使われたかというのが積み上げの数字になっていて、そこにこの表9.6-2の係数を掛けると今度はCO₂になって出てきますよということで、まずはエネルギーの使用量で出した後、CO₂の係数をそれぞれの燃料の単位に合わせて掛けていきますよということでございます。その辺の計算式が分からないので分かりづらいという形になっているのかなという気がします。

○柳会長 その点については119ページに、建設機械ごとの燃料使用量で、一応積算のためにどういう機械をどの時間、どのくらい使って、その結果どれだけ出てくるのかということは一応は119ページに載っていることは載っているのですけれども、それだけだとどうも十分な積算根拠になっていないというのが指摘事項の1に挙がっているということです。というふうに理解していますが、それで事務局、何かよろしいでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 私のほうで認識が正しくなかったのかもしれないので、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、意見のほうの1番で、いわゆる「温室効果ガス」という表現を使っているのに対して、2番のほうで「CO₂排出量」という表現を使っていて、その使い分けがよく分からないという御趣旨であったということによろしいでしょうか。

○千葉委員 2のほうはとてもよく分かるのですけれども、1のほうの「温室効果ガス排出量」というものがはっきり分からなかったのですが、110ページの表と119ページの表からということで、こういうものを使うと、このまま出てくるわけではないですよ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 済みません。今、私のほうもちょっと勘違いしているところがあったようでして、一応「温室効果ガス」という項目ではあるのですけれども、CO₂排出量のほうで積算したものをもって予測評価を行っているということですので、1番のほうで「温室効果ガス排出量」という表現を使っているのですけれども、「CO₂排出量」とイコールと考えて問題ないということでございます。申しわけございません。

○柳会長 ただいまの議論はそれによろしいでしょうか。

どうぞ、中口委員。

○中口委員 今のに関連して、恐らく厳密に言えば、温室効果ガスにはCO₂だけではなくて、一酸化二窒素とか、メタンとか、あるいはセメント起源のものとか、そういうものがあるので、その定義が微妙にずれるのだと思うのですけれども、多分環境省が出している算定マニュアルにはほかのCO₂以外の6ガスも含めて出すようなことは書いてあると思うのだけれど

も、ここはCO₂に限定したということの根拠といたしますか、それは都のほうで出している指針では、ほかのものは微々たるものだからここでは除外するというふうにしたとか、何かその辺の根拠になるものが評価書案の中に書いてないと、ちょっと誤解を与えるかなという印象を受けました。

○柳会長 ありがとうございます。何か事務局、補足はありますか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 御指摘のとおり、誤解を招かないように、記述内容については必要な補正をかけるように事業者側と検討したいと思います。

○柳会長 それでは、野部委員の指摘の「温室効果ガス」と「エネルギー」について、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れるということにしたいと思います。

引き続き、大項目分類の「社会・経済項目」の審議を行います。「社会・経済項目」のうち中項目「交通」の小項目「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」についてですが、この項目は片谷委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料3-5をご覧ください。項目につきましては「交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）」でございます。担当は片谷委員でございます。

意見を読み上げさせていただきます。

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

2 予測の基礎となる将来基礎交通量及び工事用車両交通量の詳細を明らかにすること。

【交通渋滞】

3 事業の実施に伴い計画地周辺に工事用車両が集中すると予測されることから、船舶輸送の利用を検討するなど、より一層の車両台数の低減に努めること。

【交通安全】

4 周辺には教育施設、福祉施設等が存在することから、工事用車両の走行ルートと各施設、通学路等との位置関係を明らかにし、児童・生徒や施設利用者の通行に対する交通安全の

影響が懸念される場合には、より一層の交通安全の確保に努めること。

【交通安全】

5 計画地周辺には住宅や事業所が多数存在することから、歩行者の混雑が特に予想される通勤・通学時間帯においては、工事用車両の影響をできる限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

以上5点でございます。

○柳会長 それでは、片谷委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○片谷委員 今読み上げていただきましたとおりで、何しろ工事用の車両がたくさん走行するというので、待機については条例アセスでかなり言っているわけですが、条例アセスのほうで出てくる住民からの意見というのが、こういう安全とか渋滞とかの問題についての懸念をかなり多く含んでいるということもありまして、オリンピック・パラリンピックアセスではそういう点をより重視したアセスが必要であろうということで、こういう意見を述べさせていただいております。

これは今後、ほかの施設に関する審議でも出てくるとは思いますけれども、工事用車両によって渋滞がふえたり、地域住民の交通が阻害されたりするようなことは当然避けなければならないわけで、1番目の意見はそういう趣旨でございます。

それから、2番目が先ほどの「温室効果ガス」や「エネルギー」のところでも申し上げたことと共通するわけですが、数字を出しているのですが、その数字を出すための根拠になる情報が大幅に不足しているという状況があります。これは、渋滞ですので大気汚染の予測とは別ではあるのですが、通常の大気汚染の予測のために交通量の予測をする場合には、条例アセスにしる、法アセスにしる、交通量を予測するための基礎データ等の数字が資料編に数十ページにわたって書かれているというのがごく一般的なアセス図書だと私は思っております。そういうものが今回のこの図書にはないという現状がありますので、それは条例や法とは違うとはいえ、やはりアセス図書である以上、不備であろうということで2番目の指摘を出させていただいております。

あと、3番目は、そういう交通量を少しでも減らすための工夫として、これは実際に実行が可能かどうか、あるいは有効かどうかは検討してみないと分からない点がありますが、船舶の利用というのもあり得るのではないかとということで意見に含めております。

それから、【交通安全】が2項目あるのですが、現地に行かれた方は見て御理解いた

だけだと思いますが、周辺にマンション等の居住施設もあれば教育施設、福祉施設もあるという地域で、そこを工事用車両の走行ルートが設定されているという状況がありますので、そういう居住者、あるいは教育施設、福祉施設等の利用者に対する安全上の配慮というのはかなり重大な問題であるということで、そこにもっと力を入れていただきたいという趣旨で、このような意見を述べさせていただきます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

選手村の項目別審議につきましては以上ですけれども、何か御意見はございますでしょうか。先ほどから幾つか、項目については積算の根拠関係が不明確であるというところの意見もいただきましたので、その点については事務局から事業者のほうに適切に次の図書に反映できるように指導していただければと思いますけれども、そういうような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4をご覧ください。今回の選手村につきましての評価書案について、意見というものの案文になりますけれども、こちらを読み上げさせていただきますと存じます。

第1 審議経過

本評価委員会では、平成27年3月25日に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会選手村実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

1 総括的事項

選手村は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において選手の宿泊施設

として一時使用された後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

本事業は、大規模な事業として条例アセスメントの対象でもあることから、より一層の環境配慮に努めるべきである。

また、調査計画書で選定した項目のうち、本評価書案においては選定しなかった項目の一部について選定しない理由の説明が不十分であることから、これを明らかにするとともに必要に応じて項目として選定し、評価書に記載されたい。

さらに、評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。

2 項目別事項

(1) 【主要環境（土壌）】

(土壌)

工事中において土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともに、今後のフォローアップ報告書において報告すること。

(2) 【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系）】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系 共通)

選手村の緑化計画は今後検討を行うとしていることから、検討に当たっては、生物の生育・生息基盤や生物・生態系に配慮するとともに、アスリートにとっても快適な空間となるよう努めること。

また、計画の熟度が高まった段階で改めて予測・評価を行うこと。

(生物・生態系)

会場エリア内において注目される種が確認されていることから、臨海部という特性を考慮した適切な環境保全措置を講じ、工事による影響をできる限り低減するよう努めること。

(3) 【資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）】

(廃棄物)

① 施設の建設に伴う建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。

また、廃棄物等の種類ごとに再資源化率を設定し、排出量とともに再資源化量についても記述すること。

② 予測結果には選手村として利用する施設以外の住宅棟（超高層タワー）及び商業棟の建設に係る廃棄物等の量も含まれていることから、選手村として利用する施設の廃棄物等

の量をできる限り明らかにすること。

(エコマテリアル)

建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

(4) 【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】

(温室効果ガス、エネルギー 共通)

① 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。

② 工事の実施に当たっては、CO₂排出量が少ない建設機械や燃費性能の高い建設機械の導入を検討するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。

(5) 【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】

(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要に環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

① 予測の基礎となる将来基礎交通量及び工事用車両交通量の詳細を明らかにすること。

② 事業の実施に伴い計画地周辺に工事用車両が集中すると予測されることから、船舶輸送の利用を検討するなど、より一層の車両台数の低減に努めること。

(交通安全)

① 周辺には教育施設、福祉施設等が存在することから、工事用車両の走行ルートと各施設、通学路等との位置関係を明らかにし、児童・生徒や施設利用者の通行に対する交通安全の影響が懸念される場合には、より一層の交通安全の確保に努めること。

② 計画地周辺には住宅や事業所が多数存在することから、歩行者の混雑が特に予想される通勤・通学時間帯においては、工事用車両の影響をできる限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

裏に表がございます。審議経過については、読み上げを割愛させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

特に御質問、御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。事務局で意見書のかがみを配付してください。

(「かがみ」配付)

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、配付したかがみについて読み上げさせていただきます。

27東環評第3号

平成27年10月5日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会選手村

実施段階環境影響評価書案について（意見）

平成27年3月25日付26環都環第678号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきまして、先ほど読み上げました資料4のとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

次に、議事の2、「武蔵野の森総合スポーツ施設について」です。環境影響評価書について

報告をお願いしたいと思います。

○西沢施設輸送計画課長 では、私のほうから報告させていただきます。資料5「武蔵野の森総合スポーツ施設 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」という資料がございます。こちらで説明させていただきます。

武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては、平成27年6月25日に評価書案の審査意見書を受領いたしました。この審査意見書を踏まえまして評価書案を作成し、平成27年8月10日、環境局長に提出したところでございます。

審査意見書を踏まえた評価書への対応につきまして、幾つかの項目を抜粋したものが資料5でございます。そのうち主なものだけ説明させていただきます。

まず、「総括的事項」でございますが、先ほどの選手村の御議論でも御指摘をいただきましたけれども、データにつきまして基礎情報についてもっと整理をして提示するようお願いを頂戴しておりまして、それにつきまして今回の武蔵野の森総合スポーツ施設の評価書では資料編というものを追加いたしまして、大気等、歩行者空間の快適性、温室効果ガス、エネルギーの4項目について、現地調査の結果の詳細ですとか、予測の基礎となる条件、算出過程などを明らかにするよう記載してございます。

また、例えば「日影」などにつきましては、天空写真による日影時間の変化について追記したり、それから冬至のとき以外の日影につきましても予測・評価し、その結果を記載するなどの対応をしているところでございます。

説明は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。平手委員、どうぞ。

○平手委員 フォローアップ計画書、この白い冊子ですよ。これと、今の8月の評価書、要するにこちら側の計画書で書かれていることが盛り込まれているということですか。どうなのでしょう。ちょっと関係についてもう一回。

○柳会長 先ほどは審査意見書と環境影響評価書との関連についての説明があったわけですが、今の平手委員の御質問は、今度はフォローアップ計画書との関連についてということですか。フォローアップはこれから説明をいただきます。

○平手委員 申しわけないです。

○柳会長 何かお気づきの点はございますか。

それでは、武蔵野の森総合スポーツ施設のフォローアップ計画書について、まず報告をい

ただいて、また質問があれば、その関連で出していただくということで進めたいと思います。

それでは、フォローアップ計画書について報告をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 では、武蔵野の森総合スポーツ施設フォローアップ計画書について御説明させていただきます。今もちょっと出ましたが、白い冊子で印刷したもので綴じたものがございます。

武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、評価書を作成してございます。今後は、その評価書で行いました予測・評価に対する追跡調査を行っていくということになります。そこで、その追跡調査のためのフォローアップ計画書というものを作成いたしまして、先日10月2日に環境局長に提出したところでございます。今後は、この計画書に基づきまして調査を行い、報告書をまとめていく予定でございます。

フォローアップ計画書の詳しい内容につきましては、担当のほうから説明させていただきます。

○事務局 そうしましたら、フォローアップ計画書の内容につきまして簡単に御説明させていただきます。

まず、フォローアップ計画書は、お手持ちの平成27年10月と書いてございます資料になりますが、前段部分の1章から4章につきましては、こちらの評価書と同様の事業計画の内容等々が記載されてございますので、こちらにつきましては説明は割愛させていただきます、27ページをご覧いただきたいと思います。

27ページにフォローアップ計画として書いてございますが、武蔵野の森総合スポーツ施設の評価書につきましては、2020年東京大会の開催前、開催後を対象に環境影響評価を実施しておりました。一方、東京大会の開催中における大会の運営につきましては、現時点では具体的な計画は未定のため環境影響評価は実施せず、今後の計画の熟度に応じて別途実施する予定としておりました。したがって、本フォローアップ計画書につきましても、東京大会の開催前、それから開催後を対象としたフォローアップ計画を取りまとめてございます。東京大会の開催中のフォローアップ計画につきまして、環境影響評価を実施後に別途実施する予定としてございます。

それ以降、5.1大気等ということで、各項目ごとにどのような調査をするのか、いつ実施するのかということについて記載をしてございますが、時間の関係もございまして、後ろのほう、91ページにそれらの調査項目につきまして、調査の内容や調査の時期についてまとめてございます。

91ページは、2020年東京大会の開催前に行うフォローアップの計画を示してございます。上のほうに工事工程が書いてございまして、武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては現在工事をもう既に実施してございますが、こちらの工事が平成28年度まで継続する予定となっております。

その下に、各「大気等」などについてのフォローアップの調査工程を入れてございます。「大気等」「騒音・振動」「日影」「景観」等々と書いてございまして、こちらの環境影響評価項目のうち、武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては、評価書作成時点で既に工事が実施されていたということもございまして、「大気等」「騒音・振動」「自然との触れ合い活動の場」「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」の項目につきましては、工事中の予測・評価は実施してございませんでした。ただ、フォローアップの追跡調査につきましては、工事中の影響について確認したほうがよろしかろうということで、フォローアップ計画書ではこちらの項目につきましてもそれぞれ調査を実施する予定としてございます。

このうち、「大気等」「騒音・振動」「自然との触れ合い活動の場」「交通渋滞」につきましては、こちらは工事用車両あるいは建設機械の稼働に伴う影響を確認することになりますので、こちらにつきましては今後の工事工程の中で工事がピークとなると想定されますのが平成27年度の3月になってございますので、この時点で調査を実施してまいりたいと考えてございます。それら以外の項目につきましては、施設ができ上がった段階で調査を実施したいということで、平成29年度に調査を実施したいと考えてございます。

これらの工事中に調査を行う大気、騒音等と、施設ができ上がってから調査をする項目を含めまして、平成29年度内に大会の開催前のフォローアップ報告書を提示したいと考えてございます。

それから、92ページが今度は大会の開催後のフォローアップ計画になります。先ほど申し上げたとおり、大会の開催中のフォローアップ計画につきましては、今後の環境影響評価を実施した後に再度提示したいと考えてございますので、大会の開催中に係る項目については、今網かけになってございます。大会の開催後につきましては、こちらに示してございます「大気等」の関連車両の走行ですとか、熱源施設の稼働に伴うようなもの、それから「生物の生育・生息基盤」というもの、こちらにお示ししているとおり、大会開催後の平成33年度に調査を実施いたしまして、平成33年度内に大会の開催後ということでフォローアップの報告をさせていただくということを考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問はございますでしょうか。中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 この武蔵野の森はもう工事が始まっているので、今さらということですが、ほかのところも含めて考えていくと、一つだけ気にしておいていただきたいのは、大気の中の評価項目で、PM2.5については予測ができないということで、予測の結果は求めていないのですけれども、非常に関心のある項目ですので、フォローアップ調査のときには工事を始める前と工事をやっている最中に測って、どういう影響があったかどうか、これは影響があったかどうかを確認するだけになりますけれども、そういうのをできるだけ減らすのだということと考えていくと、そういうものを測ってもらう必要があるのではないかということを思いますので、できれば大気については評価項目として予測をなさいたいという項目から外しますけれども、測っていただく必要があるのかなと。これは社会的な関心が高いですから、そういうことができればお願いしたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。今後の作業の中で検討してまいりたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今、中杉委員が指摘された件については、私も賛成する立場ですので、可能な限りお願いしたいと思います。東京都はいろいろなところで既にPM2.5の測定をされていますので、近隣のデータの変動状況を見るという方法も含めて検討していただければよろしいかと思います。現地で観測できるのであれば、それがベストかもしれませんが、近隣で既に測定されているデータもうまく活用してやっていただくのがいいかなと思います。

このフォローアップですけれども、調査地点等は書かれているのですけれども、これは基本は予測・評価の対象とした地点が調査地点になっているという理解でよろしいのでしょうか。図書と突き合わせをすぐにできないので、その確認をさせていただきたいのですが、突き合わせれば分かることだと思うのですけれども、もし今御回答いただければありがたいと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 御回答申し上げます。例えば、34ページに「関連車両の走行に伴う大気

質の調査地点」の記載がございますが、こちらはNo.1からNo.4までございますけれども、こちらが評価書で予測対象とした地点になってございます。

以上でございます。

○柳会長 片谷委員、よろしいでしょうか。

○片谷委員 基本、それでやられているのであれば、それで結構です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 ちょっと細か目になるのですけれども、65ページの表5.12-1の廃棄物の関係ですけれども、この中の「ミティゲーションの実施状況」のポツの2番目、これは「建設副産物」と書いてあるのですが、これは「建設廃棄物」の間違いではないかなと思われまますので、その辺の御確認をお願いします。副産物は別に産業廃棄物の管理票を使わなくてもいいことですので、ここの主語を確認をお願いしたいと思います。

同時に、これも細かいのですけれども、「廃棄物管理票」と書いてありますけれども、これは正式には前に「産業」が入りますので、その辺もあわせてお願いいたします。

○柳会長 65ページの指摘について、いかがでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。確認をしてみたいと思います。

○柳会長 ほかに御自分の御担当のところ、特にこのフォローアップの計画書でお気づきの点はございますか。

この場で見えてすぐに指摘できないこともあると思いますので、それは後ほどまた事務局に意見を言っていただくということで、特に御発言がないようでしたら、これを持ちまして本日の評価委員会を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、本日の評価委員会はこれにて終了させていただきます。

(午後5時01分閉会)